

【判例研究】

遺留分侵害額の算定と相続債務との関係
——財産全部を相続させる遺言に対する
遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務額を
遺留分額に加算することの可否——

(最高裁第三小法廷平成21年3月24日判決(平成19年(受)第1548号),
民集63巻3号427頁,判例タイムズ1295号175頁,判例時報2041号45頁)

竹部 晴美

第一 事実の概要

財産全部を相続させる遺言がある場合の遺留分減殺請求において、相続債務の考慮が問題となった本件訴訟における事案の概要は、以下のとおりである。

- 1 Aは、Aの有する財産全部を子Y(被被告人)に相続させる旨の公正証書遺言を作成した。
- 2 本件遺言は、子Yの相続分を全部と指定し、その遺産分割の指定として遺産全部の権利を子Yに移転する内容を定めたものである。
- 3 Aが死亡し、相続が開始した。相続財産は不動産を含む積極財産として4億3200万円、消極財産として4億2400万円であった。法定相続人は、Aの子であるXとYのみである。
- 4 本件遺言により、遺産全部の権利が相続開始時に直ちにYに承継された。
- 5 Aの子X(原告人)は、Yに対し、遺留分減殺請求の意思表示をした。
- 6 Yは前記不動産につき、相続を原因としてAから自己への所有権移転登記手続を行った。
- 7 そこでXは、Aの消極財産のうち可分債務については法定相続分に応じて当然に分割され、その2分の1をXが負担することになるから、Xの遺留分の侵害額の算定においては、積極財産4億3200万円から消極財産4億2400万

円を差し引いた額の4分の1である200万円に、相続債務の2分の1に相当する2億1200万円を加算しなければならず、この算定方法によると、2億1400万円になると主張した。

- 8 これに対し、Yは、本件遺言によりYが相続債務をすべて負担することになるから、Xの遺留分の侵害額の算定において遺留分の額に相続債務の額を加算することは許されず、上記侵害額は、積極財産から消極財産を差し引いた額の4分の1である200万円になると主張している。(金額は簡略化した。)

第二 問題の所在

相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により当該相続人の相続分が全部と指定された場合、①当該相続人が相続債務をすべて承継することになると解するのが妥当か、また②当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定において、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の算定額に加算するべきか、ということが問題となった。

第三 判決要旨

1 原審の判断

(1) 原審の福岡高等裁判所は、「本件遺言は、遺産分割の方法の指定とともに相続分の指定であると解されるところ、このように相続分が指定された場合、対債権者との関係ではともかく、少なくとも相続人間では、相続債務は、指定に従って承継されるというべきであって、相続分全部の指定を受けた被控訴人が相続債務の全部を承継するとともに、控訴人はこれを承継することはないから、控訴人の遺留分侵害額を算定するに際し、加算すべき相続債務は存しないというべきである」として、相続債務の分担の問題について、Yが相続債務を全て承継しており、Xには承継するものが存在しないことを理由に、遺留分侵

(1) 福岡高判平成19年6月21日、金融法務事情1815号49頁。遺留分の算定の場面を離れて、相続一般の問題として、「債権者が相続人に対し法定相続分による債務の承継を主張することができる」との見解があり得る点について、参照、小田紗織「遺留分減殺請求における相続債務」弁護士法人神戸シティ法律事務所記念論文集77頁2009年。

害額の算定において相続債務の法定相続分の額を計上することはできないとした。

(2) 原審判決は、Xは遺留分減殺請求権の行使により、Yが取得した権利のいずれについても、積極財産全体の評価額4億3200万円のうち遺留分侵害額200万円の割合による部分を取得したことになるから、本件不動産についても、4億3200万円分の200万円の割合による共有持分権を取得したというべきであるとして、Yからの価格賠償の申出を認めて、Yが191万円（本件不動産の価格の総額4億4200万円にXの共有持分割合4億3231万円分の200万円を乗じた金額）を支払わなかったときは、本件不動産について、遺留分減殺を原因として、前記割合による持分の移転登記手をすべき旨をYに命ずる限度で、Xの請求を認容すべきものとした。⁽²⁾

2 本件の最高裁判所判決

(1) 本件の持分権移転登記手続請求事件⁽³⁾について、最高裁は、「本件のように、相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。」と述べ、被相続人による特段の事情や意思の明示がなければ、遺産全部の権利の中に相続債務をも含むとした。

(2) さらに本件判決は、「もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から

(2) 判例時報2041号46頁。

(3) 判例タイムズ1295号175頁，金融法務事情1871号46頁。

相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。」と述べた。

(3) つづいて、「遺留分の侵害額は、確定された遺留分算定の基礎となる財産額に民法1028条所定の遺留分の割合を乗じるなどして算定された遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産の額を控除し、同人が負担すべき相続債務の額を加算して算定すべきものであり（最高裁平成5年（オ）第947号同8年11月26日第三小法廷判決・民集50巻10号2747頁参照）、その算定は、相続人間において、遺留分権利者の手元に最終的に取り戻すべき遺産の数額を算出するものというべきである」とし、したがって、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、当該相続人が相続債務もすべて承継したと解される場合、遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解するのが相当である。遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るにとどまるものというべきである。」と述べ、相続人の1人が相続債務もすべて承継したと解される場合には、遺留分侵害額の算定において、法定相続分割に応じた債務の額を相続債務負担額として加算すべきでない」と判断した。

(4) 最後に、「本件遺言の趣旨等からAの負っていた相続債務については被上告人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情はうかがわれないから、本件遺言により、上告人と被上告人との間では、上記相続債務は指定相続分に依りてすべて被上告人に承継され、上告人はこれを承継していないというべきである。そうすると、上告人の遺留分の侵害額の算定において、遺留分の額に加算すべき相続債務の額は存在しないことになる。」と述べ、本件遺言により相続債務は全てYに承継されると解されるので、Xの遺留分の侵害額の算定に加算すべき相続債務の侵害額は存在しないとした。

(5) 上記理由から、最高裁は、論旨は採用せず、原審の判断を支持し、裁判官全員一致の意見で判決した。

第四 考 察

1 これまでの判決について

(1) 遺留分減殺請求がなされたときの被相続人の相続債務はどのように考慮されるのかについて、最判平成8年11月26日は、⁽⁴⁾「被相続人が相続開始のときに債務を有していた場合の遺留分の額は、民法1029条、1030条、1044条に従って、被相続人が相続開始のときに有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ、複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続分の割合を乗じ、特別受益財産を得ているときはその価額を控除して算定すべきものであり、遺留分侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定するものである。」と判示している。また同判決は「この遺留分算定の方法は、相続開始後に上告人が相続債務を単独で弁済し、これを消滅させたとしても、また、これにより上告人が被上告人らに対して有するに至った求償権と被上告人らが上告人に対して有する損害賠償請求権とを相殺した結果、右求償権が全部消滅したとしても、変わるものではない。」と判示しており、遺留分の計算は、相続開始時に存在した積極財産及び相続債務が基準となるものであり、相続開始後の事情である返済や相殺は遺留分の計算に何ら影響を及ぼさないことを示した。相続人のうち1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がなされた場合に「相続債務分担額」をどのように捉えるかについては何ら述べておらず、この点についての問題は残されていた。⁽⁵⁾

(2) 他方、金銭債務その他の可分の相続債務については、相続分に従って当然分割されるという考え方を前提に、持分を基準に「相続債務分担額」を考える見解がある。⁽⁶⁾さらに、上記可分債務の承継に関する昭和34年最高裁判例から、⁽⁷⁾

(4) 民集50巻10号2747頁。

(5) 参照、最高裁判例解説民事篇平成8年度(下)989頁参照、前掲注1小田76頁。

(6) 最判昭和34年6月19日。

(7) 最高裁判例解説民事篇平成8年度(下)991頁参照。

可分の相続債務については、相続の開始と同時に、相続分に従って当然分割されて各相続人に帰属し、相続人のうち1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合であっても、その債務の帰属には何らの影響を与えるものではなく、受遺者が相続債務を全部承継負担するというのは、いわば重畳の債務引受のように、⁽⁸⁾ 設定的に債務を負担するものであると考える見解もある。

2 本最高裁判決の意義

(1) 本判決は、相続人のうち1人に対して「財産全部を相続させる」旨の遺言がされた場合の遺留分額の算定において、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することの可否について、最高裁として初めての判断を示したものである。

(2) 相続債務の帰属と遺留分の関係について、相続債務は、各相続人に法定相続分に従って分割して承継され、相続人間では（対内的には）、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継するが、相続債権者（対外的）は、相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することが可能である。しかし相続債務についての指定相続分に関して、相続債権者には無知であることから、指定の効力を承認せずに法定相続分に応じた債務の履行を請求することもできる。そして、遺留分権利者が法定相続分に応じた相続債務を相続債権者に支払ったときには、遺留分権利者から相続債務を全て承継した相続人に対して求償できるとした。将来において、遺留分権利者が法定相続分に応じた相続債務を相続債権者に対して支払うことになるかもしれないが、求償の問題で解決できることであり、遺留分金額には無関係であるということが本判決で明らかになった。⁽⁹⁾

(8) 前掲注1 小田76頁。

(9) 本判決についての評釈および解説としては、塩月秀平「相続させる遺言と遺留分減殺—相続における訴訟事項と審判事項の交錯—最一小判平21.3.24を契機に—」金融法務事情No.1877 6頁2009年、吉永一行「『相続させる』遺言と相続債務額の算定」法学セミナー661号128頁2010年、青竹美佳「債務に関する相続分指定の効力と遺留分侵害額との関係」法学教室判例セレクト353号23頁2009年、本山敦「相続させる旨の遺言と遺留分侵害額の算定」法の支配156号171頁2009年、田中壮太「相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合において、遺留分侵害額の算定に当たり、遺留分権利者の法

(3) 相続人の一人に対して「財産全部を相続させる」との遺言は、特段の事情がない限りその者に相続債務も全部承継させる趣旨との理解が示され、そのような遺言の効果として、相続人間においては、当該相続人が相続債務の全部を承継することになる。これは、上記のような遺言がある場合で、かつ相続人間の関係においては、相続債務が法定相続分で分割承継される（昭和34年6月19日最判の例外）。その結果、相続人間の問題である遺留分減殺請求に関しては、遺留分の算定にあたり、相続債務を承継しなかった遺留分権利者に相続債務の法定相続分を加算することはできない。こうして遺留分の計算方法に関する平成8年11月26日最判の原則は維持しながら、他方で保証人による事前求償と類似の関係とはみないことが明らか⁽¹⁰⁾にされた。

第五 最後 に

本判決は画期的といえるものではないが、その効果として遺留分侵害額の算定と相続債務との関係について一定の見解がまとめられた。日本では相続が開始したと同時に、被相続人の財産が相続債務も含め相続人全員の共有となると観念されている。したがって日本では故人の債務は遺産とともに相続人に引き継がれる。が、この点、アメリカの場合は、遺言や検認（probate）に従って、被相続人の意思を実行する遺言執行者（executor）により、遺産清算後の財産が分配される。そのため、アメリカでは、債務は故人の責任であり、遺産相続人には本来的に返済の義務はないものとされている。アメリカの相続制度は、英国法を継受しているために、人の財産関係はキリスト教精神との関係から一代で完全に消滅するとの建前があり、遺産管理の主たる目的は先ず故人のもつ債務の履行であるとされている。したがってその法理は死者の債務も債権も当然に相続人に承継されるとの態度をとらない。なお、これらの英米法の建前は、相続人を包括継承人として扱い、当然に遺産の財産権が相続人に移転するとする日本、ドイツ、フランスなどの相続法と大きく異なっている点である。

遺言がない場合は、アメリカでは州法などによって相続人の範囲が定められ

定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することの可否」公証法学39号67頁2009年がある。

(10) 判タ1295号176頁参照。

ており、その詳細は州によって異なる。しかし一般的に個人の意思（遺言）がない場合は、妻、子供、孫、曾孫、父母、兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母従兄弟が相続人と定められ、関係者がいない場合は各州政府が取納することになる。

このように英米法では遺言者の意思を貫徹する制度をとっているため、英米では本件事例のような遺留分の算定方式をめぐる⁽¹¹⁾の問題は法的問題となることがほとんどないことが興味深い。

(11) 参照注釈民法（新版・補訂版）28巻436頁以下。